

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 駐車施設の利用に係る料金の収納事務の委託

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

結核予防法による医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 告 告 クリーニング師試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第八百二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取市東町一丁目三〇五番地に所在の駐車施設の利用に係る料金の収納事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第八百三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
大嶋 歯科医院	鳥取市杉崎字土手の内 五九九一	昭和五十六年七月二日
株式会社大陽堂 薬局上井営業所	倉吉市上井町二丁目八一七	昭和五十六年七月一日

オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬 四七一―一八	"	"
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀字沢田 一四八	昭和五十六年七月十五日	"
谷口歯科医院	倉吉市昭和町四八七	昭和五十六年七月十六日	"
山田薬局	倉吉市福庭三六〇―一一	昭和五十六年八月十五日	"
法橋薬局	米子市明治町六三	"	"
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	"	"

鳥取県告示第八百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
大嶋歯科医院	鳥取市杉崎字土手の内五九九―一	全 国	昭和五十六年七月二日

株式会社大陽堂 薬局上井営業所	倉吉市上井町二丁目 八―七	"	昭和五十六年七月一日
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四 七一―一八	"	"
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀字 沢田一四八	"	昭和五十六年七月十五日
谷口歯科医院	倉吉市昭和町四八七	"	昭和五十六年七月十六日
山田薬局	倉吉市福庭三六〇―一一	"	昭和五十六年八月十五日
法橋薬局	米子市明治町六三	"	"
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	"	"

鳥取県告示第八百五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所 在 地
昭和五十六年九月一日	足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五―六四

鳥取県告示第八百六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十六年十月六日から  
昭和五十七年三月三十一日まで  
当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十六年 十月五日	午前十時から 正午まで	鳥取市	鳥取市賀露公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	鳥取市湖山公民館
昭和五十六年 十月六日	午前十時から 午後三時まで	"	鳥取市立日進小学校
昭和五十六年 十月七日	"	"	"
昭和五十六年 十月八日	午前十時から 午後二時まで	"	鳥取市農業協同組合中ノ郷支所
昭和五十六年 十月九日	午前十時から 午後三時まで	"	鳥取市立日進小学校
昭和五十六年 十月十二日	"	"	"

鳥取県告示第八百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

光徳土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	近藤 宗統	西伯郡名和町大字豊成九九一
"	金田 行夫	九四五
"	小西 紀緒	五七六一
"	上村 熊宜	四八五
"	入江 得吉	大字倉谷五八六
"	二宮 啓寿	大字小竹三八二
"	枝谷 拓弥	六二五
"	松井利三雄	大字西坪二四〇
"	新竹 孝市	四七八
監事	野口 博史	大字豊成五二四一

米子市石州府土地改良区	昭和五十六年七月十四日就任 任期四年	山下 達雄	大字西坪一六五
監事		林原 俊治	大字倉谷五二二
		二宮 明信	大字小竹七〇九
		山下 達雄	大字西坪一六五
		林原 繁康	大字豊成一〇一九
		金田 行夫	九四五
		小西 紀緒	五七六一
		上村 熊宜	四八五
		入江 得吉	大字倉谷五八六
		中村 公	大字小竹三九八
		田宮 亨	七〇四
		中村 則夫	大字東坪一一四二
		山田 若義	二〇三
		松井利三雄	大字西坪二四〇
		日野 敏之	四七四一四
		林原 德平	大字豊成四九二
		徳永 幹	大字倉谷五九七
		白田 由明	大字東坪八八六
		山下 達雄	大字西坪一六五

米子市石州府土地改良区	昭和五十六年七月十九日就任	高橋 博隆	米子市石州府四三五
監事		野坂 智賀雄	四四八
		野坂 友次	四五四
		高橋 誠治	四三一
		高橋 順	四二一
		金澤 昭正	西伯郡岸本町大字押口一一二
		角田 實	一一〇
		山下 精	三八
		古前 金雄	米子市石州府四〇八
		高橋 孝明	福万五九四一
		山中 馨	西伯郡岸本町大字押口一一一
		高橋 博隆	米子市石州府四三五
		野坂 松衛	四三三
		高橋 定	四四三
		野坂智賀雄	四四八
		野坂 友次	四五四
		高橋 誠治	四三一
		高橋 順	四二一

天 神 野 土 地 改 良 区	昭 和 五 十 六 年 七 月 二 十 七 日 就 任	任 期 四 年	金澤 昭正	西伯郡岸本町大字押口二二二	一一〇
退 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	野儀 久市	倉吉市福山二七五	角田 實	〃	〃
井口 繁賀	〃	三江四三六	山下 精	〃	三八
西尾 義雄	〃	小鴨一一四七一一〇	西澤 道幸	〃	一六六
西浦 信吉	〃	一三三二一一	古前 金雄	〃	〃
栗原 政雄	〃	鴨河内二六七六一二	高橋 孝明	〃	〃
北村 滝蔵	〃	志津九〇一一八	山中 馨	〃	〃
渋谷 正幸	〃	鴨河内二〇九三	昭 和 五 十 六 年 七 月 二 十 七 日 就 任	〃	〃
山崎 新松	〃	東伯郡関金町安歩八四三三八	監 事	〃	〃
佐々木照義	〃	大鳥居一一八四	古前 金雄	〃	〃
新田 明信	〃	松河原一〇六一八〇〇	高橋 孝明	〃	〃
平岩 嘉則	〃	堀三一六一	山中 馨	〃	〃
西田 莊	〃	泰久寺六九五	退 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	〃	〃
西田 敬一	〃	六二四	野儀 久市	〃	〃
桑垣 文雄	〃	倉吉市上古川四二五	松本 岩雄	〃	〃

石田 正二	〃	石塚二四七	昭 和 五 十 六 年 七 月 三 十 一 日 退 任	〃	〃
就 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	野儀 久市	倉吉市福山二七五	日 南 町 土 地 改 良 区	〃	〃
松本 岩雄	〃	三江四九二	退 任 し た 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	〃	〃
大西 登	〃	小鴨一一四七一一四	日 野 郡 日 南 町 大 字 多 里 二 五 〇	〃	〃
西浦 信吉	〃	一三三二一一	理 事	〃	〃
森下 清義	〃	鴨河内二八六三	松尾 新一	〃	〃
栗原 政雄	〃	二六七六一二	森 一由	〃	〃
藤井 春美	〃	志津七二〇一一	〃	〃	〃
渋谷 正幸	〃	鴨河内二〇九三	〃	〃	〃
池本 幸寿	〃	東伯郡関金町安歩五四五	〃	〃	〃
佐々木照義	〃	大鳥居一一八四	〃	〃	〃
新田 明信	〃	松河原一〇六一八〇〇	〃	〃	〃
平岩 嘉則	〃	堀三一六一	〃	〃	〃
西田 莊	〃	泰久寺六九五	〃	〃	〃
西田 敬一	〃	六二四	〃	〃	〃
桑垣 文雄	〃	倉吉市上古川四二五	〃	〃	〃
石田 正二	〃	石塚二四七	〃	〃	〃
昭 和 五 十 六 年 八 月 一 日 就 任	〃	〃	〃	〃	〃
任 期 三 年	〃	〃	〃	〃	〃

池内 実	大字湯河八三
坪倉 清明	四三〇
松尾 幸雄	大字新屋二五五一
浅野 茂	四四〇
榎原 茂人	四六九
小田 正博	三七二
近藤 寿治	一四二六
戸田 幸寿	大字萩原七六
金谷 幸男	四三八
西村 友昭	六一七
原明 和実	四五三
守家 勤	七六三
大森 友義	一〇九七
山内 正夫	大字多里六六二
高橋 武	大字湯河八九
浜田 勅滋	大字新屋一七六五―六
福田伊佐武	大字萩原一二三九―二
昭和五十六年七月二十六日退任	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 今田 卓見	日野郡日南町大字多里三四九―三
田辺 末吉	六五一―四
池内 実	大字湯河八三
坪倉 清明	四三〇

松尾 幸雄	大字新屋二五五一
浅野 茂	四四〇
榎原 茂人	四六九
小田 一穂	一五八三
近藤 寿治	一四二六
戸田 幸寿	大字萩原七六
井下原 積	二二七
西村 友昭	六一七
金谷 幸男	四三八
西村 仁	七四七
荒木 芳元	一一〇〇
長谷川照美	大字多里六八一
駒場 弘道	大字湯河七九三
浜田 勅滋	大字新屋一七六五―六
福田伊佐武	大字萩原一二三九―二
昭和五十六年八月三日就任 任期四年	
鳥取県告示第八百八号	
昭和五十六年八月三日付けで日南町から申請のあった土地改良(茶屋・笠木(懸日谷上井手)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。	

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九号

昭和五十六年八月四日付けで羽合町から申請のあった土地改良（広町地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十二月十日 鳥取県指令受都計第四百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市覚寺字横丁並びに浜坂字五反田及び字高熊（三工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取市片原一丁目一〇七  
有限会社海南開発  
代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第八百一十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月八日 鳥取県指令受都計第百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字畑田及び吉成字大膳（三工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九一四〇

株式会社相互信販

代表取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第八百一十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正し、商工組合中央金庫米子支店に關する部分は昭和五十六年九月二十一日から、山陰労働金庫鳥取支店に關する部分は同月七日から施行する。

昭和五十六年九月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の商工組合中央金庫の項中

米子支店

米子市加茂町二丁

目 を

米子支店

米子市東町

に改め、同表の山陰

労働金庫の項中

鳥取支店

鳥取市永楽温泉町

を

鳥取支

店 鳥取市富安一丁目

に改める。

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のように実施する。

昭和56年9月4日



鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の日時
- (1) 学科試験  
昭和56年10月16日(金) 10時から12時まで
- (2) 実地試験  
昭和56年10月16日(金) 13時30分から
- 2 試験の場所
- (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第25会議室(8階)
- (2) 実地試験  
鳥取市南吉方一丁目71番地の2 鳥取県理容美容高等専修学校
- 3 受験資格
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者
- 4 試験科目
- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 5 受験手続
- (1) 提出書類
- ア 受験願書

- イ 履歴書
- ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)
- エ 受験資格を有することを証明する書類
- (2) 受験願書の提出先
- ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地在を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者は、(〒680)鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課
- (3) 受験願書の提出期間  
昭和56年9月16日から同月30日まで。ただし、郵送の場合は、同月30日までの消印があれば有効とする。
- 6 試験手数料及びその納付方法
- (1) 試験手数料 5,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験  
受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験  
アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ(綿の混入率が、35%一セント以上のものに限る。)
- 8 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7187）に照会すること。
- (3) 文書によつて照会する場合は、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月十二百円（送料を含む。）】